

# 事業概要

平成 25 年度



## 山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

F A X 055-263-9528

E-mail: [shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp)

# 目 次

## 第1章 総 説

1	検査所の沿革	1	-	1
2	関係条例	1	-	2
	(1) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検査所の概要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平面図	1	-	7
	(3) 案内図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

## 第2章 事業概要

1	事業の内容	2	-	1
2	食肉関係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 平成25年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食鳥関係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 平成25年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精密検査関係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

## 第3章 調査・研究発表

1	馬の保菌および枝肉汚染調査について	3	-	1
2	馬のSarcocystis fayeri寄生状況調査について	3	-	2
3	鶏の肝臓と脾臓	3	-	5
4	鶏の皮膚病変	3	-	6

# 第1章 総 説

## 1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3.14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣  
昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42.11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3.31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管  
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2.21 鯉沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。  
敷地面積 652.83m<sup>2</sup>  
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m<sup>2</sup>  
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m<sup>2</sup>  
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3.31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7.11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7.20 葦崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7.21 葦崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1.10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1.23 葦崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。  
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足  
甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4.11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3.25 新庁舎 竣工式  
敷地面積 903m<sup>2</sup>  
建物延面積 918m<sup>2</sup>  
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m<sup>2</sup>  
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m<sup>2</sup>  
附属施設 軽量鉄骨造(車庫) 56m<sup>2</sup>
- 平成 9. 3.31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9.30 " 廃止
- 平成11.11. 1 甲斐食産(株)許可(八代町)
- 平成13.10.18 BSE検査開始
- 平成14. 3.12 BSE検査室整備
- 平成14.11. 1 甲斐食産(株)休止(石和町)

## 2. 関係条例(抜すい)

### (1)山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和六十年三月二十九日山梨県条例第二号)

#### (食肉衛生検査所)

第十条 法第一百五十六条第一項の規定により、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県食肉衛生検査所	笛 吹 市	県 下 全 域

### (2) 山梨県行政組織規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十二号)

#### 第三章 出先機関

##### 第一節 設備内部組織及び事務分掌

###### (設置及び内部組織)

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。

###### (別表第三)

出先機関	課	位置
食肉衛生検査所	検査第一課 検査第二課	笛 吹 市

6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

###### (別表第五)

食肉衛生検査所	一 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 二 とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 三 設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第十八条 食肉衛生検査所に次長を置く。

15 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

(3)山梨県事務決裁規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十三号)

第一章 総 則

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

六 所長 組織規則第十七条第一項に規定する出先機関の長をいう。

八 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって所長及び出先次長限りで決裁すること。

(所長の専決事項)

第五条 所長の専決事項は別表第一、第二のとおりとする。(以下概要)

1 所長の共通専決事項(別表第一)

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 所属職員の事務分掌に関すること。   |
| 2  | 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。                               |
| 3  | 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及、職務に専念する義務の免除の承認及び週給日の振替に関すること。 |
| 4  | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関すること。                      |
| 5  | 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。     |
| 6  | 臨時的任用(出先機関に係る二月以内の期間のもの)に関すること。                            |
| 7  | 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関すること。                                   |
| 8  | 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。                          |
| 9  | 所掌事務に係る証明書等に関すること。   |
| 10 | 登記嘱託に関すること。  |
| 11 | 行政財産の使用許可に関すること(電柱、ガス管、水道管、その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)  |
| 12 | 行政文書の開示の決定に関すること。  |
| 13 | 個人情報の開示及び訂正の決定に関すること。                                      |
| 14 | その他前各号に準ずる事項に関すること。  |

## 2 所長の固有専決事項（別表第二）

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項 1 と畜頭数の制限に関する事。こと。 2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事。こと。 3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事。こと。 4 自家用とさつの届出の受理に関する事。こと。 5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事。こと。 6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事。こと。 7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関する事。こと。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。） 1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。こと。 2 食鳥検査に関する事。こと。 3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関する事。こと。
三 食品衛生法の規定による次の事項 1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事。こと。 2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事。こと。 3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

### (4) 山梨県職員給与条例

（昭和二十七年十一月二十七日山梨県条例第三十九号）

#### （給料の調整）

- 第十一条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
  - 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

(5) 山梨県職員の給与に関する規則

(昭和三十二年十一月二十六日山梨県人事委員会規則第七号)

(給料の調整)

第三十条 条例第十一条の規定により給料の調整を行う職は、別表第十の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額とする。

(別表第十)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	三
	(2) 所長及び次長	一
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	一

(別表第十一) 調整基本額表(抜すい)

行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,400円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,100円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和三十二年六月一日山梨県訓令甲第十七号)

(目的)

第一条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第五項、第四条第一項及び第六条第四項の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間及び週休日の特例は、別表のとおりとする。

別表（第二条関係）

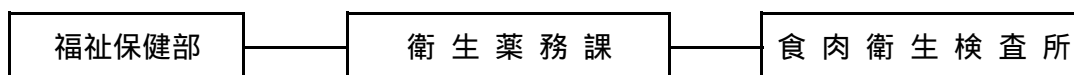
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員	四週間について百五十五時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振り は、所長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長が定める。

週 休 日
日曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日

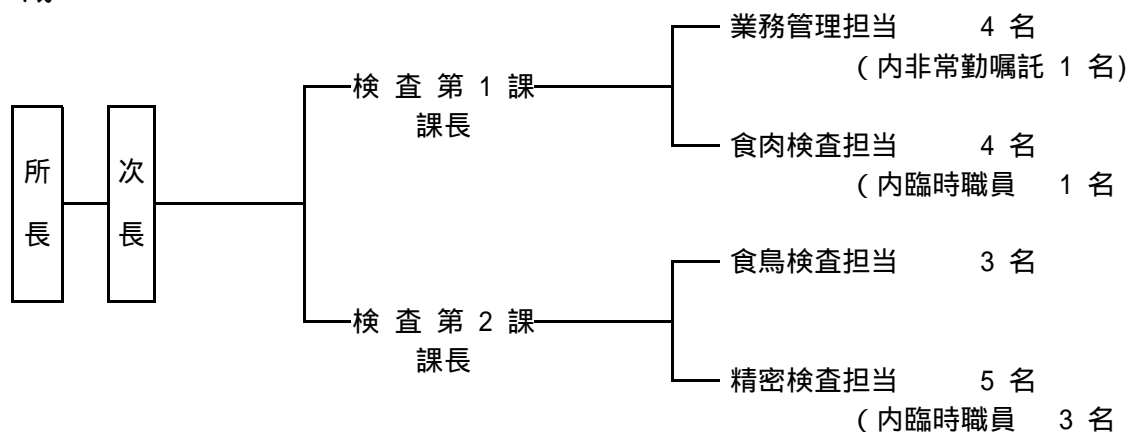
### 3. 食肉衛生検査所の組織・構成

（平成25年4月1日現在）

組 織



構 成



職員総数	20名	技術職	14名
		事務職	1名
		非常勤嘱託	1名
			(技1)
		臨時職員	4名
			(技2)



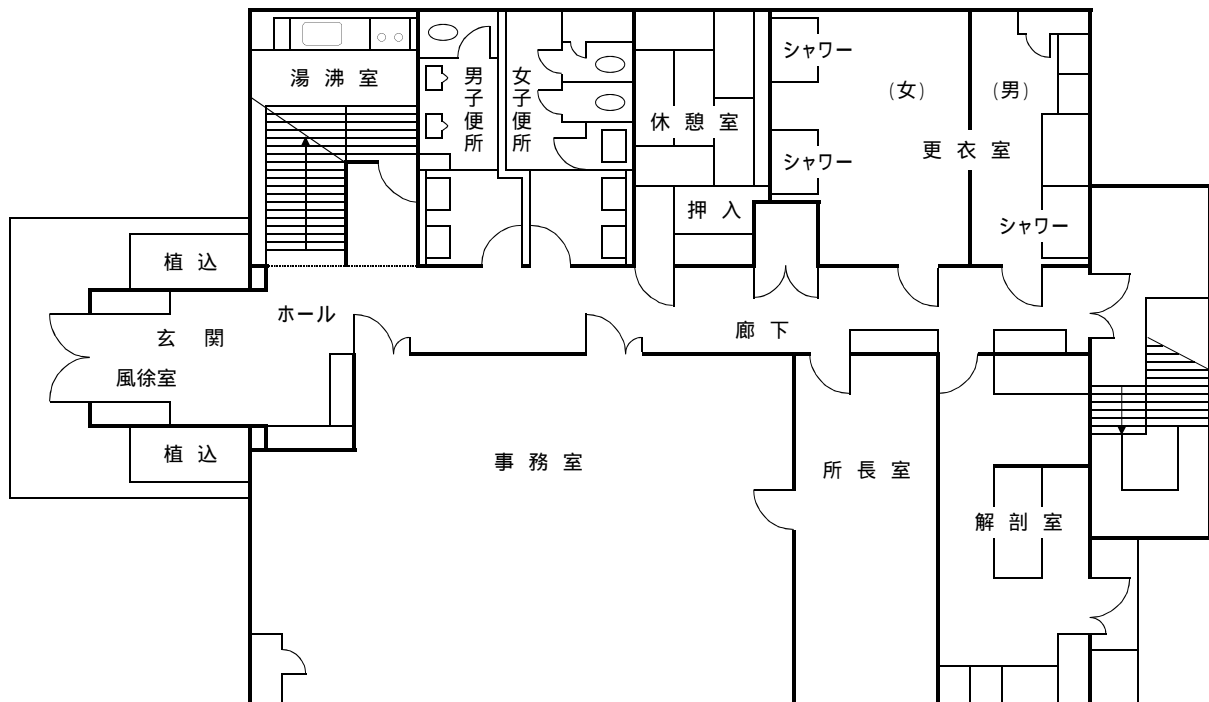
## 4 . 検査所の概要

### (1) 施設の概要

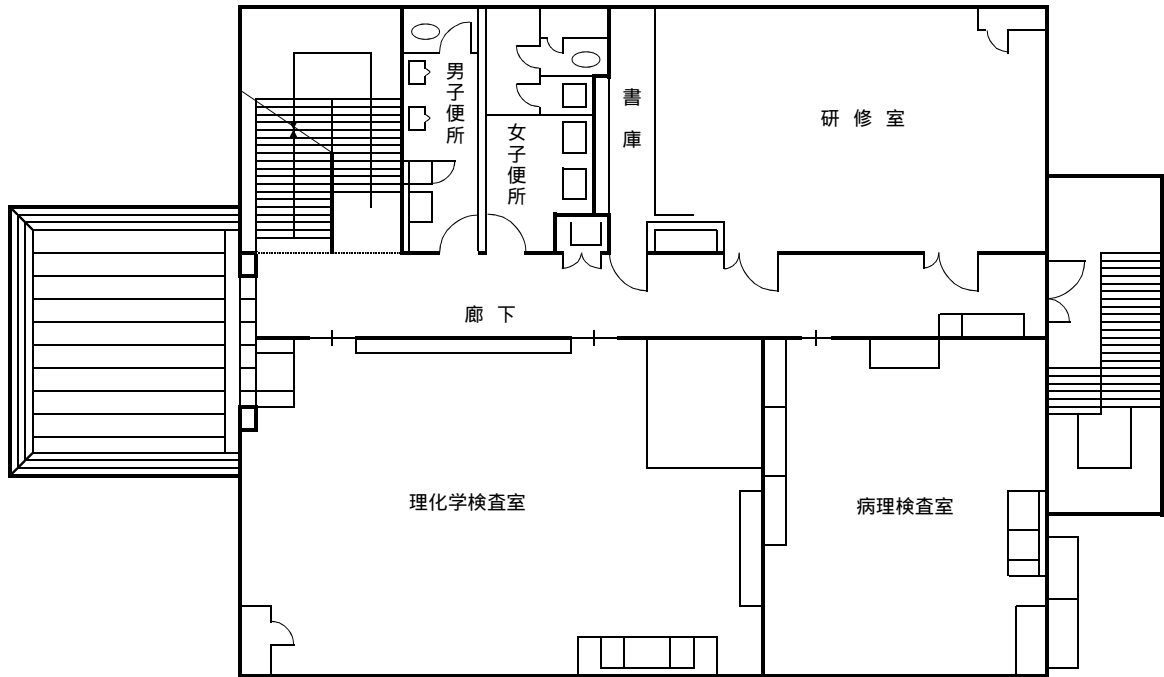
・敷地面積	903 m <sup>2</sup>		
・建物延面積合計	918 m <sup>2</sup>		
・建物の構造			
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積 752 m <sup>2</sup>
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外	259 m <sup>2</sup>
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外	248 m <sup>2</sup>
3階	細菌検査室、ウイルス検査室、冷蔵冷凍庫室	外	232 m <sup>2</sup>
R階	P3関係機械室		13 m <sup>2</sup>
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積 110 m <sup>2</sup>
1階	受水槽、変電室、発電室	外	58 m <sup>2</sup>
2階	実験動物飼育室、実験室、倉庫	外	52 m <sup>2</sup>
附属施設			
車庫	軽量鉄骨造 (車庫)		56 m <sup>2</sup>

### (2) 平面図

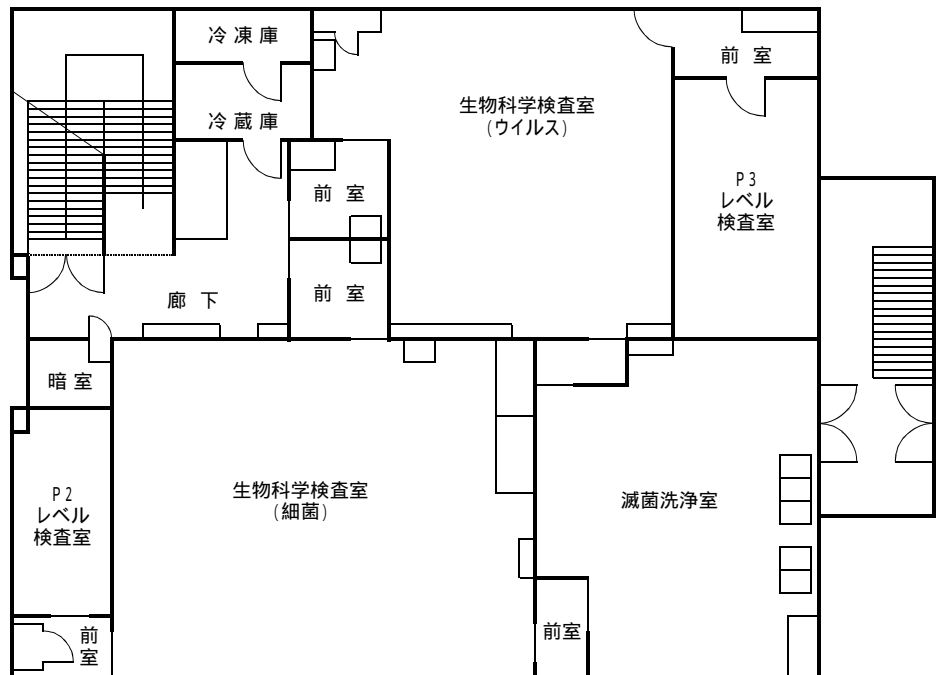
(1階)



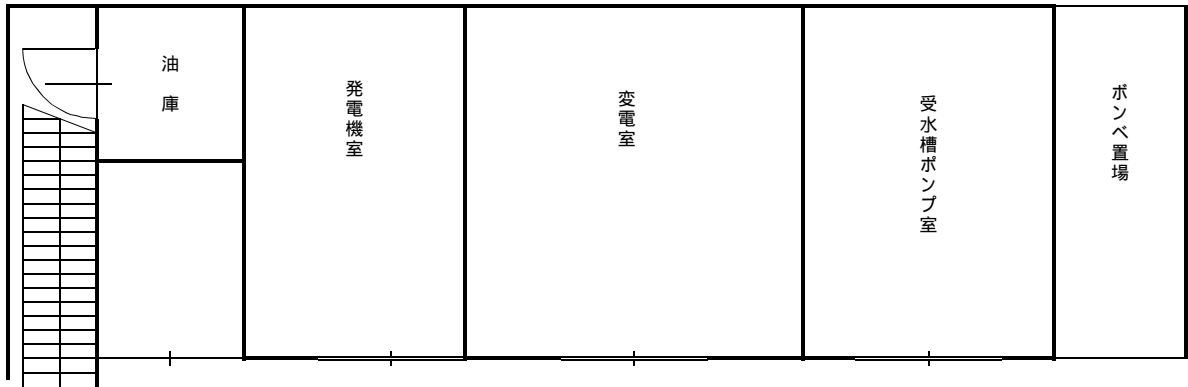
(2階)



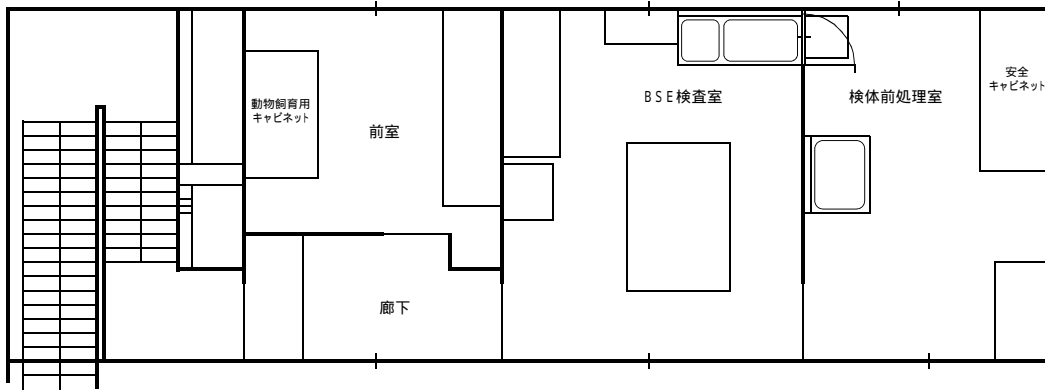
(3階)



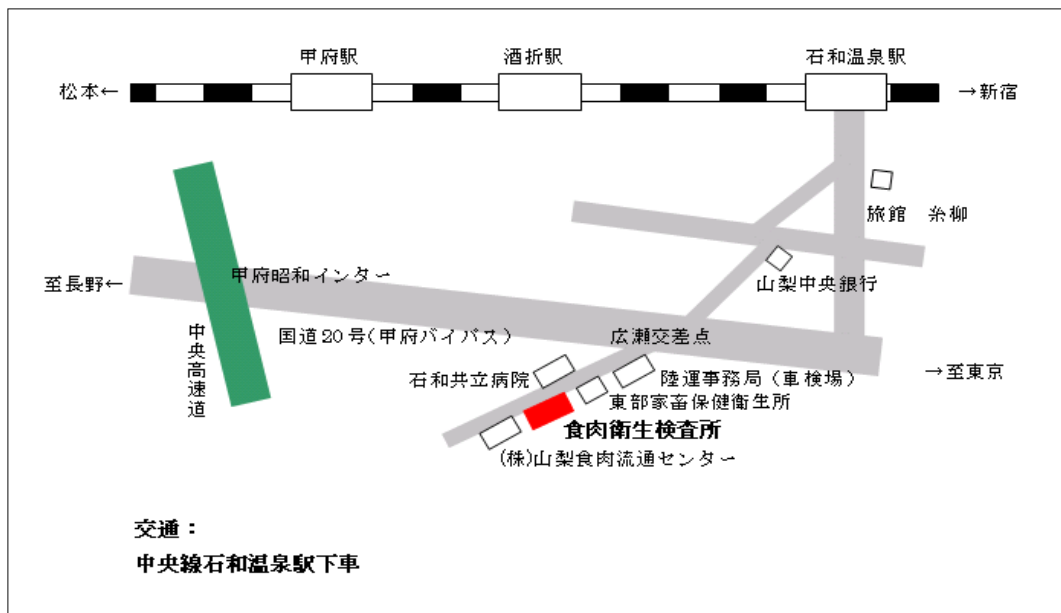
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



## (4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF - 3 8 2 A T
超 低 温 フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF - U 5 8 1 A T
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立 SVC - 1 3 0 2 E L C
純 ・ 超 純 水 製 造 シ ス テ ム	日本ミリポア EQP - 3 S システム
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X 2 F - E F D 2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン T M D 2 S
リアルタイム PCR 用 DNA 増幅装置	TakaRa Thermal Cycler Dice Real Time System
D N A 増 幅 装 置	Biometra TProfessional Thermocycler
自 動 洗 浄 器	サンヨー M J W 8 0 0 0
全 自 動 血 球 計 算 器	日本光電 M E K - 6 3 5 8
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム 7 0 0 0 V
フォトダイオードアレイ検出器	島津 S P D - M 6 A
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	ダルトン D P - 1 1 1 K - 1 8 0 0
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	島津 LC - V P シリーズ
自 動 包 埋 装 置	白井器機 1 4 0 0 - 3 型
パラフィン包埋ブロック作製装置	ティッシュエンベディングコンソール# 4 5 9 6
滑 走 式 ミ ク ロ ト ー ム	ライカ J U N G S M 2 0 0 0 R
凍 結 組 織 切 片 作 製 装 置	マイルス社 4 5 5 1
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック B C M 1 3 0 2 W
安全キャビネット ( B S E 用 )	日本エアテック B H C - 2 2 0 3 A / B 3
安全キャビネット付き飼育装置	B E S T E X B C C - 1 6 0 0 A - N C R P
多 検 体 細 胞 破 碎 機	安井器機 M B 5 2 4 T M A
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズ マルチスキャンバイクロマティック

## 5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

## 6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役 貴志和男	055-262-2288
山梨県畜産試験場	県営	中央市乙黒 963-1	山梨県知事	055-273-6441
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役社長 米山義智	055-265-5050

## 7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日(土曜日開場随時)

AM 7:45 ~ PM 4:30

食鳥処理場 月曜日～土曜日

AM 6:30 ~ PM 2:45

## 第2章 事業概要

### 1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……理化学検査、病理検査、生物科学検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

### 2. 食肉関係

#### 衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉衛生の向上に努めた。

#### と畜検査の推移

処理頭数は、豚、牛はともに増加し、馬は減少した。

廃棄頭数は、牛については尿毒症による全部廃棄が増加し、腫瘍による全部廃棄は減少した。豚の膿毒症及び敗血症による全部廃棄が前年度に比較して増加した。

#### (1) 年度別食肉検査状況

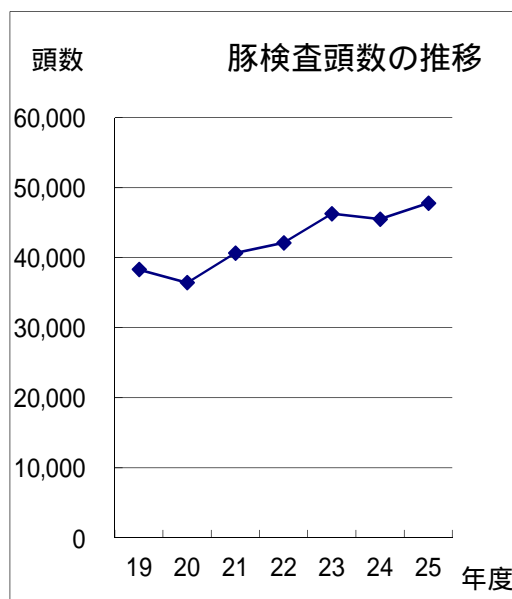
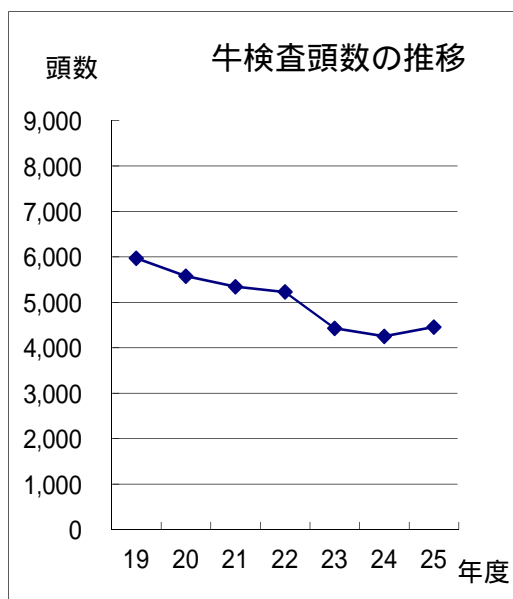
年度 \ 区分	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
19年	5,971	89	422	38,302	4	44,788
20年	5,575	82	409	36,430	12	42,508
21年	5,342	43	379	40,642	7	46,413
22年	5,225	36	498	42,125	4	47,888
23年	4,426	51	478	46,270	20	51,245
24年	4,251	31	950	45,486	18	50,736
25年	4,454	47	655	47,789	18	52,963

(2)平成 25 年度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センター		249	3,282	1,172	47	655	47,789	18	0	52,963
山梨県畜産試験場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		249	3,282	1,172	47	655	47,789	18	0	52,963

(3)月別検査頭数

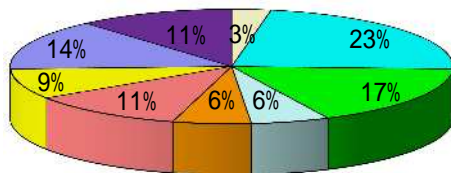
月	区分	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
4		383	6	57	3,984	0	0	4,430
5		327	5	52	4,016	0	0	4,400
6		413	1	40	3,240	0	0	3,694
7		439	8	58	3,772	1	0	4,278
8		274	3	58	3,644	0	0	3,979
9		402	3	61	3,768	0	0	4,234
10		391	7	51	5,023	1	0	5,473
11		488	1	59	4,626	6	0	5,180
12		361	3	79	4,327	0	0	4,770
1		350	2	49	4,110	4	0	4,515
2		274	6	36	3,488	2	0	3,806
3		352	2	55	3,791	4	0	4,204
合計		4,454	47	655	47,789	18	0	53,963



(4) とさつ禁止、廃棄状況

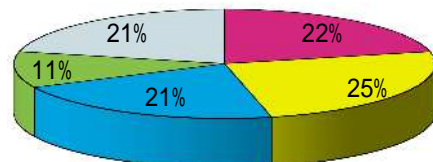
畜種 区分	牛			とく			馬			豚			めん山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実 頭 数	0	27	2,627	0	2	13	0	0	290	0	28	38,519	0	0	2
豚 丹 毒											6				
トキソフ°ラス°マ															
寄 生 虫 病			2									7			
膿 毒 症		1			1						7				
敗 血 症		8			1						6				
尿 毒 症		6													
黄 疸		2													
水 腫		2	40			1			1						
腫 瘍		4	2								3				
放 線 菌 病			3												
炎症または炎症 産物による汚染		3	1,945			7			272			37,019			2
変性または萎縮		5	532			7			4		6	17			
そ の 他		4	778			3			22			2,229			
計		35	3,302		2	18			299		28	39,272			2

牛全部廃棄状況 (n=35)



- 膿毒症
- 敗血症
- 尿毒症
- 黄疸
- 水腫
- 腫瘍
- 炎症または炎症産物による汚染
- 変性または萎縮
- その他

豚全部廃棄状況 (n=28)



- 豚丹毒
- 膿毒症
- 敗血症
- 腫瘍
- 変性または萎縮



## (5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜種	とく	牛	馬	豚	山	羊	めん羊
循環器系	心 外 膜 炎			110		1,637			
	心 筋 変 性			6					
	心 筋 炎			1	2				
	心 水 腫			3	1				
	脾 腫 大			1					
	脾 膿 瘍								
	リンパ節膿瘍			1			32		
体腔	腹 膜 炎			31		13			
	汎 漿 膜 炎			1		834			
	腹 腔 内 膿 瘍			1					
呼吸器系	鼻 炎					5			
	肺 炎	S E P				18,043			
		胸 膜 炎 型		8		14,381			
		膿 瘍 型		1		374			
		そ の 他		55	2	18			
	血 液 吸 入 肺			10		1,631			
肺 気 腫			13						
消化器系	舌 潰 瘍			1					
	胃 炎			141	2				
	胃 膿 瘍			1					
	胃 腸 炎			15		28			
	小 腸 炎			68	6	229			
	大 腸 炎			68	6	83			
	抗 酸 菌 症					1,063			
	腸 気 泡 症					38			
	へ ル ニ ア			2		14			
	脂 肪 壊 死 症			180					
	肝 炎	鋸 屑 肝	2	935					
		膿 瘍 型	1	144			3	1	
		肝 硬 変 型		6	1	246			
		間 質 炎 型	2	250	12	6,787			
		包 膜 炎 型	1	233	5	787			
		胆 管 炎 型		82	1				
		そ の 他	2	310	20	914			
肝 変 性		7	480	4	1				
二 ク ズ ク 肝			2						
肝 線 維 症									
囊 胞 肝			5	1					

病名		畜種	とく	牛	馬	豚	山羊	めん羊
泌尿生殖器系	腎炎	出血型		2				
		膿瘍型		3				
		腎盂炎型					1	
		間質炎型					33	
		その他		17			32	
	腎梗塞					1		
	萎縮腎					5		
	嚢胞腎		3		1	347		
	水腎症					20		
	腎盂拡張症					2		
	膀胱炎		2					
	膀胱結石		1		1			
	子宮蓄膿症		1					
	子宮内膜炎		2					
乳房炎	膿瘍型							
	壊疽性型							
	その他		8					
運動器系	放線菌病			3				
	頭膿瘍							
	筋肉出血			113	12	456		
	筋肉変性			110		19		
	筋肉膿瘍			11		757		
	皮下膿瘍			7				
	手術創			104				
	血腫			9				
	骨折	1	21	4	6			
	脱臼		26	1	1			
	骨膿瘍							
	関節炎		33		22			
	筋肉水腫	1	79	2				
	皮下水腫		16					
フレグモ-ネ		2						
寄生虫	肝蛭症			2				
	豚肺虫症					7		
	エキノコックス							
腫瘍	黒色腫					14		
	その他							
その他	横隔膜炎			8				
	横隔膜水腫			10				
	横隔膜膿瘍			60				

(6) 衛生指導

・施設の拭き取り検査 「5.食肉衛生推進事業」の頁参照 ( P 2-15 )

・監視日数

と畜場 . . . 249日

併設加工施設 . . . 20日

(7) フィードバック事業

希望生産者へ毎月1回検査結果をフィードバック

牛対象農家 4戸

豚対象農家 22戸

### 3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うなど、生産サイドとの連携を強化した。

#### (1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

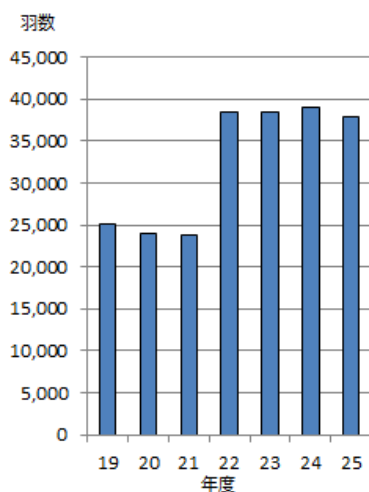
年度別検査羽数

項目 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25
出荷羽数	3,543,334	3,566,984	3,557,870	3,599,380	3,899,930	4,873,721	5,290,764
へい死羽数	4,626	5,495	5,658	9,950	6,513	9,906	13,045
検査羽数	3,538,708	3,561,489	3,552,212	3,589,430	3,893,417	4,863,815	5,277,719

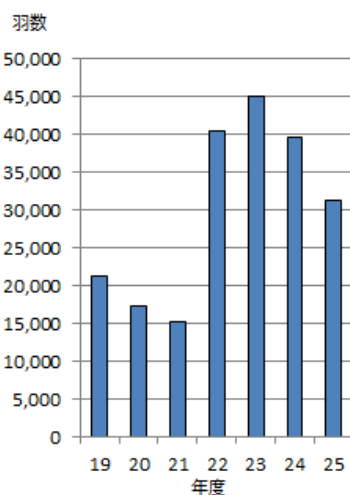
年度別廃棄状況

項目 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25
解体禁止合計	25,184	23,957	23,835	38,447	38,507	38,920	37,874
全部廃棄合計	21,252	17,378	15,326	40,414	45,033	39,561	31,316
部分廃棄合計	50,159	41,307	55,596	52,412	31,698	73,393	95,006

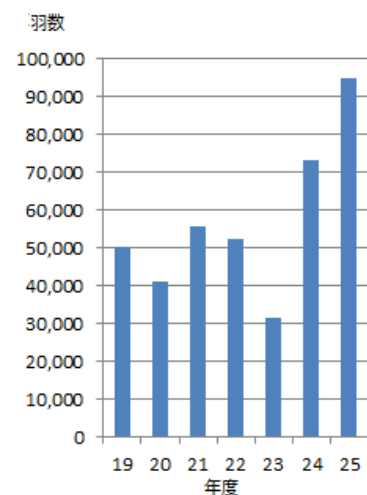
解体禁止羽数の推移



全部廃棄羽数の推移



部分廃棄羽数の推移

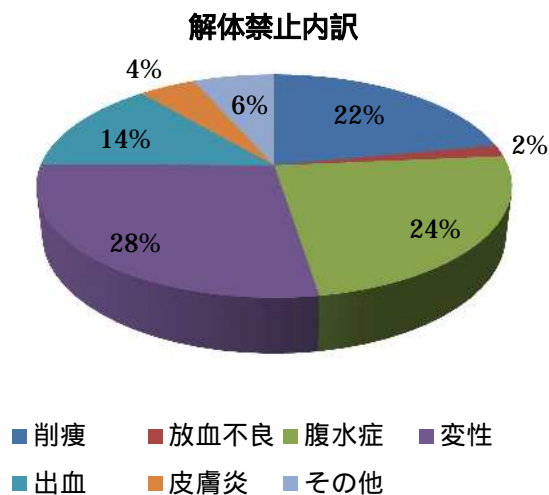


(2) 平成 25 年度検査結果

解体禁止												解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
8,310	627	9,044	0	10,470	5,169	1,746	272	6	13	256	1,961	37,874

解体禁止は、0.72%（解体禁止羽数 / 検査羽数）で、前年度よりやや減少した。

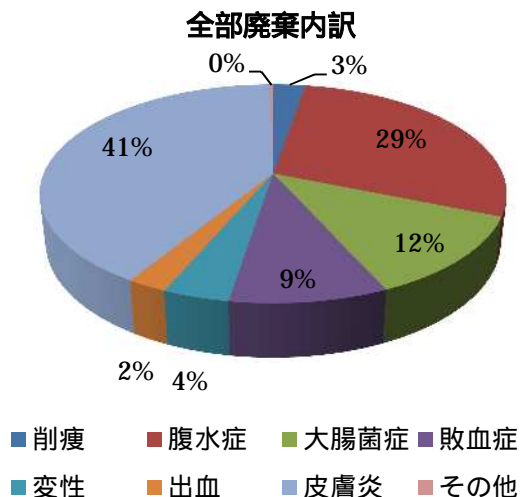
主な原因は、変性、腹水症、削瘦、出血で、変性の割合が増加した。



全部廃棄												全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	その他	
844	3	8,932	7	3,784	2,893	1,219	734	12,812	40	2	46	31,316

全部廃棄は、0.59%（全部廃棄羽数 / 検査羽数）で、前年度より減少した。

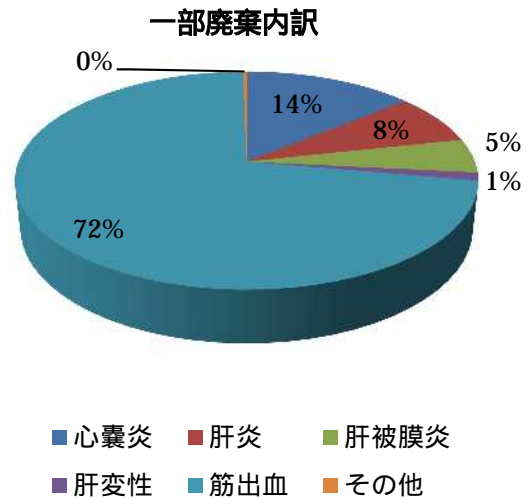
主な原因は、皮膚炎、腹水症、大腸菌症で、大腸菌症の割合が減少したが、腹水症の割合が増加した。



一部廃棄												一部廃棄合計
心嚢炎	肝炎	肝被膜炎	肝変性	脾の腫大	腸炎	関節炎	筋出血	気のうち炎	皮膚炎	膿瘍	その他	
13,312	7,187	4,799	1,107	3	5	232	68,294	1	63	1	2	95,006

一部廃棄は1.8%（一部廃棄羽数/検査羽数）で、前年度よりやや増加した。

主な原因は筋出血、心嚢炎、肝炎、肝皮  
炎で、肝被膜炎の割合が減少し、心嚢炎、  
肝炎の割合が増加した。



### (3) 衛生指導

- ・施設の拭き取り検査 「5.食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）
- ・食鳥処理施設の衛生監視指導
  - 食鳥処理場・・・ 279 日
  - 併設加工施設・・・ 48 日（月 4 回）

### (4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ毎月 1 回検査結果をフィードバック  
対象農家 32 戸

## 4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。また、GLPを導入し、業務管理要領に基づいた検査を行い信頼性の確保に努めた。

### (1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	229	489	4,113	7	21	231	236	510	4,344
	食鳥関係	15	45	345	0	0	0	15	45	345
	小計	244	534	4,458	7	21	231	251	555	4,689
病理検査室	食肉関係	10	164	253	20	104	118	30	268	371
	食鳥関係	2	28	28	54	157	165	56	185	193
	小計	12	192	281	74	261	283	86	453	564
生物科学検査室	食肉関係	255	720	2,554	224	614	2,432	479	1,334	4,986
	食鳥関係	186	179	1,467	1,660	237	1,067	1,846	416	2,534
	小計	441	899	4,021	1,884	851	3,499	2,325	1,750	7,520
TSEスクリーニング検査	牛	1,976	1,976	1,976	0	0	0	1,976	1,976	1,976
	緬・山羊	18	18	18	0	0	0	18	18	18
	小計	1,994	1,994	1,994	0	0	0	1,994	1,994	1,994
小計	食肉関係	2,488	3,367	8,914	251	739	2,781	2,739	4,106	11,695
	食鳥関係	203	252	1,840	1,714	394	1,232	1,917	646	3,072

## (2) 各検査室における検査内容

### 理化学検査室

血液検査を全自動血球計数器とドライケムを用いて実施し診断の参考とした。  
平成25年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を行った。

#### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	4	4	4
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	5	29	29
	豚	0	0	0
血液検査	牛	202	404	3,636
	馬	2	4	36
	豚	0	0	0
合成抗菌剤	牛	6	18	198
	豚	6	18	198
	鶏	10	30	330
フルベンダゾール	牛	2	6	6
	豚	2	6	6
	鶏	5	15	15
合計		244	534	4,458

#### 【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
HPLCバリデーション調査	豚	7	21	231
合計		7	21	231



## 病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	0	0	0
	豚	4	64	128
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
変性	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
腫瘍	牛	3	50	75
	豚	3	50	50
	馬	0	0	0
	鶏	1	18	18
奇形	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
その他	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	1	10	10
合計		12	192	281

### 【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研修会等	牛	9	46	57
	豚	10	53	56
	馬	1	5	5
	鶏	54	157	165
合計		74	261	283

## 生物科学検査室

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査を実施し、衛生指導に活用した。

【行政検査】

検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数
敗血症の検査	牛	10	65	260
	豚	4	26	104
	鶏	0	0	0
豚丹毒の検査	豚	21	59	236
牛白血病の検査	牛	4	23	46
0157、026、0111等ふきとり検査 (枝肉)	牛	109	119	714
	馬	0	0	0
ふきとり検査 (枝肉又は食鳥と体、施設)	牛	0	0	0
	馬	0	0	0
	豚	0	0	0
	鶏	176	44	396
	食肉関係施設		220	660
	食鳥関係施設		115	951
残留抗菌性物質モニタリング検査	牛	10	20	120
	豚	10	20	120
	鶏	10	20	120
残留抗菌性物質の検査	馬	1	2	12
厚生労働省ふきとり	牛	20	40	80
	豚	20	40	80
厚生労働省G F A P	牛	40	80	80
外部精度管理		2	2	14
内部精度管理		4	4	28
合計		441	899	4,021

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	830	83	415
サルモネラ保菌調査	鶏	830	83	581
腸管出血性大腸菌保菌調査	牛	48	48	480
馬保菌調査	馬	19	19	247
馬枝肉・施設ふきとり	馬	19	63	945
ザルコシステイス調査	馬	138	276	552
A T P による 施設及び手指の汚染調査	食肉		208	208
	食鳥		71	71
合計		1,884	851	3,499

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移

処分理由	動物種	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
敗血症	牛	3	3	3	7	4	4	12	24	14	18	7	10	8	9	12	6	9
	とく									2							1	
	馬		1															
	豚	4	9	2	1	1	2	8	10	15	4	8	11	6	8	4		4
豚丹毒	豚	11	14	46	17	4	15	20	24	3	3	3	2	3	18	12	7	4

## 5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会を実施した。特に平成 25 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに、食品衛生に関する研修会を開催した。

### 食肉処理場関係

項目	事業		期間	検体数	検査数
検査	スタンプ検査 ふき取り検査	施設（と畜場）	H25.8.5 ~ H25.8.13	27	74
		施設（加工室）	H25.8.6	53	146
	A T P 検査	輸送車	H25.8.7 ~ 8.29	30	90
		手指	H25.8.21 ~ 9.2	28	48
		施設（と畜場）	H25.8.5	27	27
		施設（加工室）	H25.8.6	43	43
	手洗いチェッカー	手指	H25.8.13 ~ 8.14	28	28

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H25.9.18	10名	と畜場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H25.9.11	40名	と畜場及び併設する食肉処理施設の従業員

### 食鳥処理場関係

項目	事業		期間	検体数	検査数
検査	ふき取り検査	輸送車	H25.8.1 ~ 8.30	20	100
		と体	H25.8.12	40	128
		施設	H25.8.12	54	163
	A T P 検査	手指	H25.8.16	71	71

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H25.8.22	10名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H25.8.29	57名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の従業員

## 6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。

また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	出 張 内 容	場 所
H25/ 5/15	タカラバイオ技術セミナー	東京都
5/23～5/24	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第66回病理研修会	神奈川県
6/12～7/5	食肉衛生検査研修	埼玉県
8/28	食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会	東京都
8/30	全国食品衛生監視員協議会第53回関東ブロック研修大会	神奈川県
9/12～13	HPLC入門講習会	東京都
9/27	第270回鶏病事例検討会	茨城県
10/1	先進地視察研修（食肉処理場）	神奈川県
10/3～4	第34回日本食品微生物学会学術総会	東京都
10/4	第31回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	千葉県
10/17～18	先進地視察研修（食鳥処理場）	新潟県
10/18	秋季全国鶏病技術研修会	栃木県
10/24～25	全国食肉衛生監視員研修会	東京都
10/25	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	新潟県
11/1	動物由来感染症対策（狂犬病予防を含む）技術研修会	東京都
11/14～11/15	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第67回病理研修会	神奈川県
11/21	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第33回総会及び研修会	茨城県
11/29	第194回つくば病理談話会及びJPCスライドセミナー	茨城県
12/20	第271回鶏病事例検討会	茨城県
1/20～1/21	食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1/22～1/23	食鳥肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
3/7	第195回つくば病理談話会	茨城県

## 第3章 調査・研究発表

### 1 馬の保菌および枝肉汚染調査について

平成25年度関東・東京合同地区三学会

池永由梨子 北爪美帆 山田沙苗 清水秀樹 谷昌代

#### はじめに

県内Aと畜場では、馬の処理頭数がここ数年増加している状況にある。しかし、搬入された馬と牛は同じ処理ラインを使用しているため、相互汚染の可能性が否定できない。このため、馬の保菌および枝肉拭き取り調査並びに施設設備の汚染状況調査を行い、今後の衛生的な処理方法について検討を行った。

#### 材料および方法

1. 調査期間：平成24年9月から平成25年6月まで

2. 採材箇所

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) と畜場内設備（昇降台側面および柱） | 25 検体 |
| (2) 馬左枝肉胸部および臀部       | 38 検体 |
| (3) 馬盲腸内容物            | 46 検体 |

3. 検査項目：一般生菌数、大腸菌群数、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、ウェルシュ菌、リステリア属菌およびエルシニア属菌

#### 成績および考察

設備の一般生菌数および大腸菌群数は、牛の処理終了後には牛の処理前と比較して平均1オーダー高い結果となり、さらに昇降台側面から腸管出血性大腸菌が検出された。枝肉については、スチーム洗浄および次亜塩素酸系消毒剤による消毒を実施した場合には、通常の洗浄をした枝肉よりも一般生菌数および大腸菌群数が平均1オーダー低い結果となった。盲腸内容物からは46検体中、7検体からウェルシュ菌、1検体からカンピロバクター属菌が検出された。

この調査により、馬の盲腸内容からウェルシュ菌およびカンピロバクター属菌が検出されたことから、処理工程での腸内容物の漏出防止対策や、腸内容物による枝肉汚染防止の重要性が再認識された。また、スチーム洗浄および次亜塩素酸系消毒剤による消毒方法を用いた場合、枝肉の細菌汚染低減に有効であることが確認されたため、この洗浄、消毒方法を用いた処理の実施が衛生確保のために重要である。

さらに、牛処理の前後により設備の細菌数に差が生じていることや、枝肉への汚染は認められなかったものの、牛の処理終了後の設備から腸管出血性大腸菌が検出されたことから、馬と牛の処理の順番についても検討する必要性が認められた。

今後はこの結果をもとに指導を行うとともに、更にこの調査を継続し、衛生指導に役立てていきたい。

## 2 馬の *Sarcocystis fayeri* 寄生状況調査について

第 33 回全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会

清水秀樹、北爪美帆、山田沙苗、池永由梨子

### はじめに

食後数時間程度で一過性の嘔吐や下痢を呈し、原因不明として処理されていた食中毒事例について、平成 23 年 6 月 17 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例への対応について」<sup>[ 1 ]</sup>により住肉胞子虫 *Sarcocystis fayeri* (以下 *S. fayeri*) に感染した馬肉の生食が原因とされた。

その後、食中毒事例や発生機序、馬への寄生状況等について多くの報告<sup>[ 2 ] [ 3 ]</sup>がされており、馬肉の安全対策について関心が高まっている。

山梨県では、以前から馬肉を生食する習慣があり、近年と畜場で処理される馬の処理頭数も増加傾向にある。

このため、昨年、と畜場に搬入された馬の *S. fayeri* 寄生状況を調査するために、と畜検査における検査部位、方法<sup>[ 4 ] [ 5 ]</sup>についての検討を行った。

この結果、8 箇所での検査部位、5 つの検査方法を用いた場合の検出率は 48% (49 頭 / 102 頭) で、特に、検査部位では頸部筋肉から 17.1%、背頭直筋から 16.3% と検出率が高く、検査方法では、トリプシン処理した組織検査および PCR 検査法の併用が有効であることが確認された。

今回は、より迅速に *S. fayeri* の寄生を判定し、その結果を食肉処理業者にフィードバックするため、馬の頸部筋肉を用いたトリプシン処理による PCR 法を試みたので報告する。

### 材料及び方法

#### 材料

平成 25 年 9 月 1 日から 9 月 27 日までに県内と畜場に搬入された軽種馬 41 頭の頸部筋肉を採材し検体とした。

また、簡易検査の試みとして、PCR 検査陽性であった検体の採材部位について拭取り検査を実施した。

#### 方法

採 材：馬の背割り直後に、頸部筋肉を約 500 g 採材する。(図 1)

前処理： 採材した筋肉の 3 箇所から肉片を切り出し、ミンチ状に細切後、5g 秤量し検体とする。

0.2%トリプシン加生理食塩水を検体の 10 倍量加え、5 分間消化処理を行う。

50ml の遠沈管に 100 メッシュ金網でろ過した液体を移し 3,000rpm / 10 分遠心を行う。

上清を捨て、沈渣に TE バッファー 1ml を加え抽出検体とする。

拭取り：陽性であった筋肉表面を綿棒で拭取り、0.2%

トリプシン加生理食塩水 1ml に混釈し、



(図 1) 採材部位

15,000rpm / 5分遠心後、沈渣にTEバッファー  
400 µl を加え抽出検体とする。

抽 出：QIAamp DNA Mini Kit (QIAGEN51304,51306)

反 応：反応液および反応条件は表1，2のとおりである。

表1 反応液

2×MightyAmpBufferVer2	12.5 µl
F (18S1F) 5pmol	1.5 µl
R (18S11R) 5pmol	1.5 µl
MightyAmpDNAPolymerase	0.5 µl
DW	8.0 µl
Template DNA	1.0 µl
Total	25 µl

表2 条件

94	30秒	}	40cycles
60	1分		
72	1分		
72	5分		
4			

## 成 績

### 検出状況

採材した軽種馬 41 頭のうち 13 頭 (31.7%) から *S. fayeri* が検出された。

#### 1) 年齢別検出状況

調査した馬の年齢は 2 歳から 15 歳までであり、今回の調査での陽性率は、4 歳馬 33.3% (4 頭 / 12 頭)、5 歳馬 50% (5 頭 / 10 頭)、6 歳馬 33.3% (1 頭 / 3 頭)、8 歳馬 100% (1 頭 / 1 頭)、15 歳馬 100% (2 頭 / 2 頭) であった。

#### 2) 性別検出状況

性別では雄が 30.7% (8 頭 / 26 頭)、雌が 33.3% (5 頭 / 15 頭) であった。

#### 3) 搬入別検出状況

馬搬入元は、山梨県、神奈川県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県 の 8 県で、5 県から検出された。

検出率は山梨県が 33.3% (6 頭 / 18 頭)、神奈川県が 66.6% (2 頭 / 3 頭)、石川県が 33.3% (1 頭 / 3 頭)、愛知県が 16.6% (1 頭 / 6 頭)、兵庫県が 50% (3 頭 / 6 頭) であった。

### 拭取り検査結果

拭取り検査では、PCR 陽性 13 検体から検出することが出来なかった。

## 考 察

今回の調査結果から、複数の検査部位、検査方法に比べ、検出率は低下するものの、検査の簡略化、時間短縮、比較的高い検出率の確保という点で、馬の頸部筋肉を用いたトリプシン処理による PCR 法は、と畜場におけるフィードバックを行う上で、有効であることが確認された。

また、性別、搬入元による比較から、大きな違いは認められず、履歴などからの感染有無の特定、選別は出来なかったが、年齢別での比較では加齢に従って検出率が上昇する傾向が見られた。

筋肉表面の拭取り検査では、*S. fayeri* を検出することが出来なかったため、筋肉内部に寄生する



*S. fayeri* を採材することが困難であると考える。

*S. fayeri* の対策としては、生活環が判明しており、生産段階における馬の感染防御が有効であること、また、冷凍条件下での *S. fayeri* の失活が流通段階では有効である、という提言がなされている。

このため、今後は、と畜場に搬入される馬の *S. fayeri* 寄生状況についてリアルタイム PCR を用いるなど、さらなる迅速検査法を検討し、業者に対するフィードバックを行っていくとともに、アンケート調査や講習会を開催し、馬肉の冷凍処理への理解、促進を図り、馬肉の安全確保に役立てていきたい。

[ 1 ] 厚労省：生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例への対応について

[ 2 ] 斉藤守弘：獣医学雑誌 16 ( 2 ) 114-125,2012

[ 3 ] 鎌田洋一：日獣会誌 65 705～710 ( 2012 )

[ 4 ] 厚労省：Sarcocystis fayeri の検査法について ( 暫定版 )

[ 5 ] 斉藤守弘：Journal of Animal Protozooses No.8:8-18,1996

### 3 鶏の肝臓と脾臓

全国食肉衛生検査所協議会 第66回病理研修会

演題：鶏の肝臓と脾臓

氏名：鷹野由紀

動物名：鶏 品種：ブロイラー 性別：オス 日齢：52日齢 病歴：不明

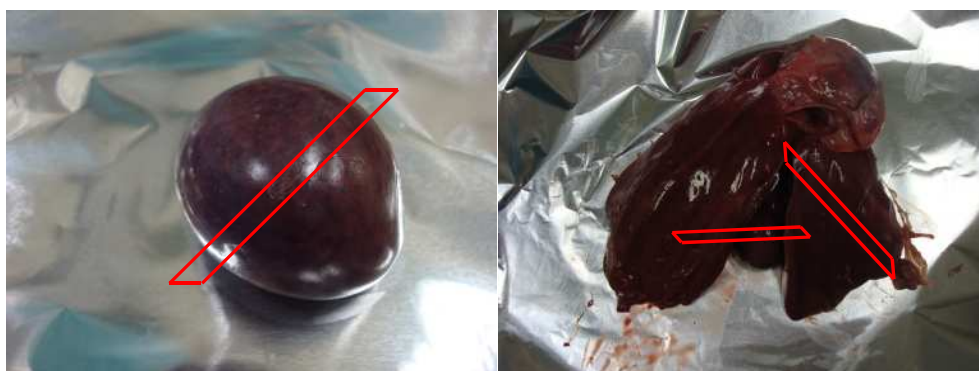
発生状況：平成25年1月7日に搬入された480羽のうち生鳥ホームで20羽の死亡が認められた。

生体所見：搬入時及び一時生体検査時には異常がみとめられなかった。

肉眼所見：症例1・2ともに、肝臓は赤色に腫大しており、断面はうっ血しているところが散在していた。症例1の脾臓は暗赤色に重度に腫大し、斑状に白色化しており、症例2の脾臓は中等度に腫大していたが、症例1と異なり斑状の構造はなかった。なお、症例1・2ともに肺の腹側漿膜面に黄白色物が付着していた。

組織所見：症例1・2ともに肝臓は、全体にうっ血し肝小葉内に細網細胞の増殖巣が散在していた。症例2では、一部の小葉間静脈周囲にマクロファージやリンパ球の浸潤がみられた。症例1の脾臓は赤脾髄における充出血と莢組織の増生、白脾髄ではスターリースカイ像がみとめられた。症例2の脾臓では、脾洞における顕著な細網細胞の増生、莢組織の壊死やリンパ組織の減少が認められた。グラム染色を実施したところ、肝臓の類洞内の細網細胞内などにグラム陰性桿菌がみとめられ、大腸菌由来 LPS 抗血清による免疫染色で陽性反応が認められた。

採材部位： 左図：症例1（脾臓） 右図：症例2（肝臓・脾臓）



症例1

症例2

固定方法：10%中性緩衝ホルマリン

行政処分：なし

組織診断名：肝臓・脾臓における細網内皮系細胞の増生・巣状壊死

疾病診断名：グラム陰性桿菌による敗血症性肝炎と脾炎（大腸菌による敗血症で提出、当日の助言者からの助言で変更）

## 4 鶏の皮膚病変

全国食肉衛生検査所協議会 第67回病理研修会

演題：鶏の皮膚病変

氏名：清水 舞

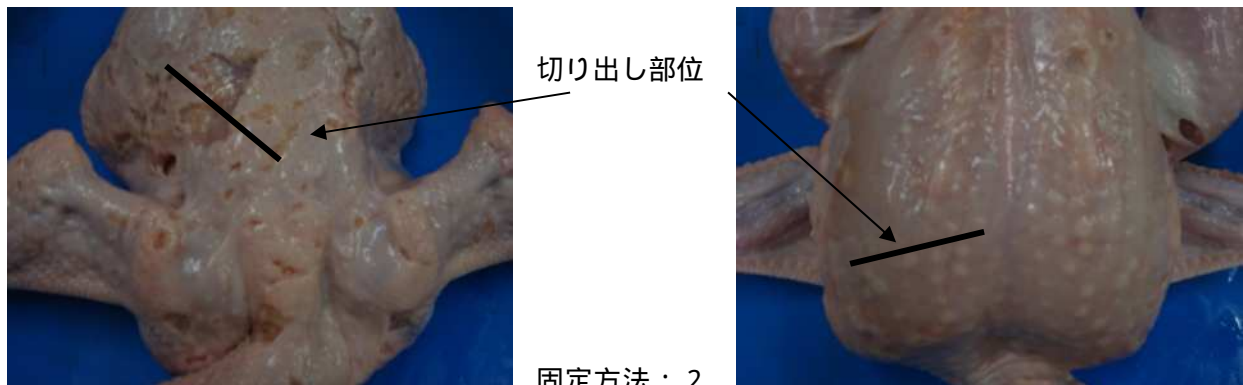
動物名：鶏 品 種：肉用鶏 性別：雄 日齢：53日

発生状況：平成25年7月17日に搬入された1ロット2604羽中の1羽

生体検査：著変なし

肉眼所見：全身性にクレーター様病変が多発し、一部の病変は癒合していた。中には4cm大になるものもあった。また、胸部には白色で丘状を示す3mm大の病変が観察された。内臓に著変は認められなかった。

組織所見：各々の病変を観察したところ、癒合したクレーター様病変では、膠原線維の増生とリンパ球を主体とした炎症細胞の浸潤が認められた。また一部では、細胞質が好塩基性を示す多角形の細胞が島状に配列しており、核濃縮をおこなっている細胞もあった。また、頸部のクレーター様病変では、多角形の細胞が島状、索状に配列し、島状配列の中心部にケラチンパールが観察されるものが多数あった。一方、白色で丘状の病変部においては、羽包上皮とその周囲の細胞が増殖し島状に配列しており、線維の増生も認められた。なお、真皮における炎症細胞の浸潤及び細胞質が好塩基性を示す多角形の細胞は真皮全体のどの病変部でも観察された。



0%中性緩衝ホルマリン

行政処分：全部廃棄

組織診断名：炎症を伴う羽包周囲の細胞の過形成

疾病診断名：皮膚炎